

バーチャルA I S 航路標識の運用開始について

第五管区海上保安本部は、明石海峡及び由良瀬戸（友ヶ島水道）における海上交通の安全性向上のため、船舶自動識別装置（AIS）を活用したバーチャルA I S 航路標識の運用を開始します。これらのバーチャルA I S 航路標識は、海上交通安全法に基づく経路を示すためのものです。

バーチャルA I S 航路標識とは、船舶自動識別装置（A I S）を活用し、航海用レーダー画面上にシンボルマークを仮想表示させるものです。

1 運用開始日時

平成27年11月1日

2 表示位置



明石海峡航路北東方バーチャルA I S 航路標識（左舷標識）

Bn：北緯 34-36-19.8 東経 135-04-55.0

MMSI 番号 994316201

（表示名称 V / # ** / AKASHI - NE）

由良瀬戸北方バーチャルA I S 航路標識（安全水域標識）

Dn（D線北端）：北緯 34-17-52.5 東経 134-58-48.0
（友ヶ島灯台から315度、2,660m）

MMSI 番号 994316202

（表示名称 V / # ** / YURASETO - N）

由良瀬戸南方バーチャルA I S 航路標識（安全水域標識）

Ds（D線南端）：北緯 34-16-02.9 東経 134-58-48.0
（Dnから180度、3,380m）

MMSI 番号 994316203

（表示名称 V / # ** / YURASETO - S）

明石海峡航路東口付近を航行する船舶は、次の経路によって航行してください。

東側から明石海峡航路東口に入航しようとする長さ50メートル以上の船舶は、A線の北側を航行するとともに、B線を横切って航行すること。明石海峡航路東方灯浮標から200メートル以上離れた海域を航行すること
明石海峡航路を出て東航する長さ50メートル以上の船舶は、A線の南側を航行するとともに、明石海峡航路東方灯浮標から200メートル以上離れた海域を航行すること

由良瀬戸（友ヶ島水道）付近を航行する船舶は、次の経路によって航行して下さい。

A線を横切って航行し、B線を横切って航行しようとする船舶、又はB線を横切った後、A線を横切って航行しようとする船舶は、洲本沖灯浮標の設置されている地点を左げんに見て航行すること
C線を横切った後、B線を横切って航行しようとする船舶は、
・D線の西側の海域を航行すること
・D線から西に150メートル以上離れた海域を航行すること
B線を横切った後、C線を横切って航行しようとする船舶は、
・D線の東側の海域を航行すること
・D線から東に150メートル以上離れた海域を航行すること

3 お問い合わせ先

第五管区海上保安本部交通部計画運用課

078-391-6551（代表）

（平日 09:00～17:00）